

愛恵協会行動計画

(計画期間 平成 25 年 10 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日)

社会福祉法人 愛恵協会

はじめに

この愛恵協会行動計画(以下、行動計画という)は、次世代育成対策推進法(平成15年7月成立。以下、次世代法という)に基づき、策定したものです。

次世代法が成立した背景には、少子化が進むなか、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境を整えるために、国、地方公共団体、事業主等、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいく必要があることがあります。

愛恵協会(以下、協会という)は職員の子どもの健やかな育成についても役割を果たす必要があります。また、次世代法は、国の地方公共団体を除く事業主を“一般事業主”として定め、職員の子どもの健やかな育成のための行動計画(一般事業主行動計画)を作成するよう義務付けています。

行動計画は、平成25年10月1日から平成28年3月31日までの2.5年を計画期間としましたが、3つの行動計画にのうち、1・2については期限内に目標を達成できましたが、3については、諸事情の変化に対応するため、再度検討するため行動計画を1年間延長することにしました。

次世代法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されたため

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 25 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 3.5 年間

2. 内容

目標 1: 妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

< 対策 >

平成 26 年 10 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

平成 27 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修の実施

目標 2: 平成 28 年 3 月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

< 対策 >

平成 26 年 10 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

平成 27 年～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標 3: 平成 29 年 3 月までに、子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用)。

< 対策 >

平成 26 年 10 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

平成 27 年～ 制度の導入検討

平成 28 年～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知